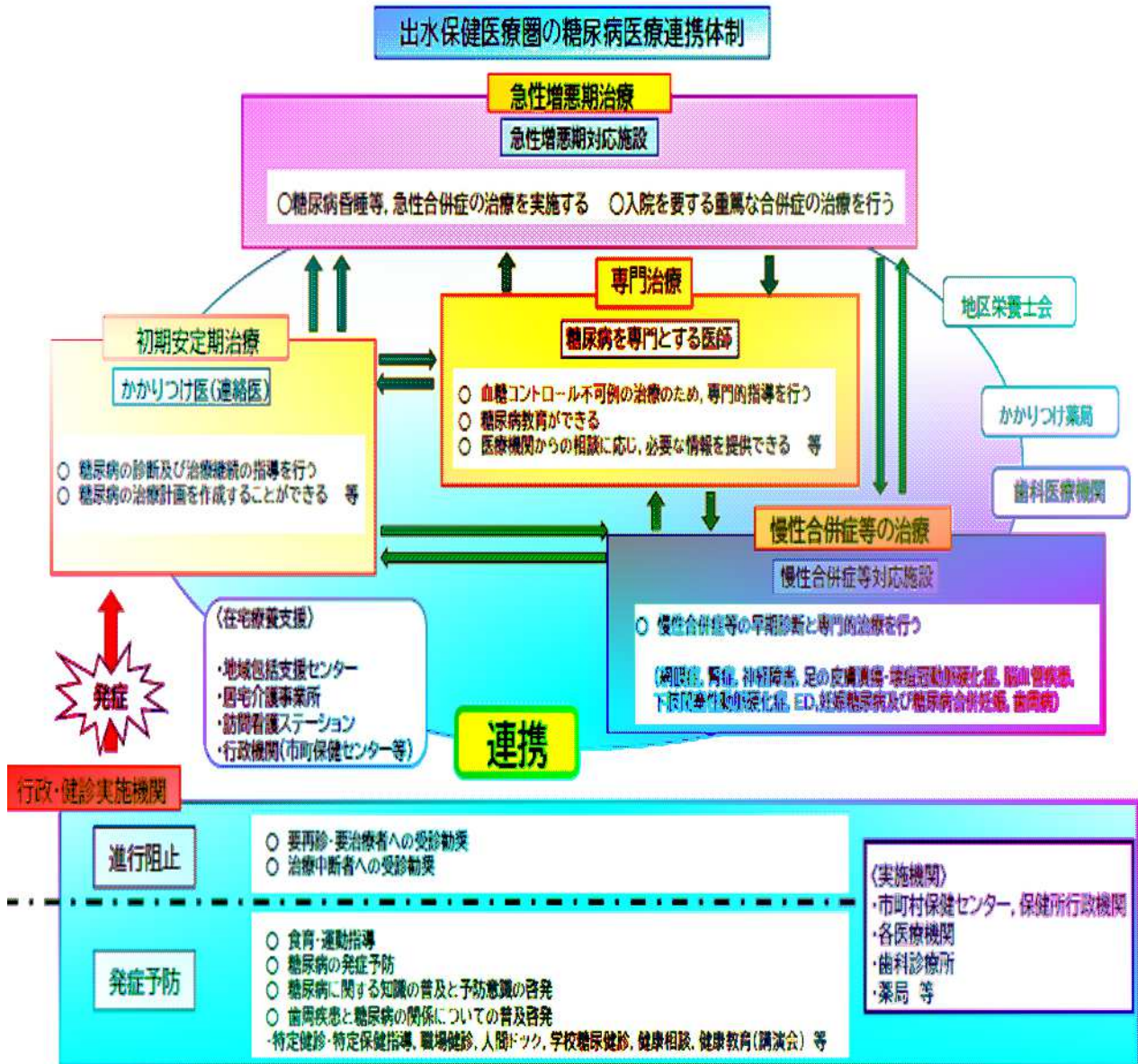


【図表資-5-112】出水保健医療圏 糖尿病の医療連携体制図



[北薩地域振興局作成]

【図表資-5-113】出水保健医療圏 糖尿病の医療機能基準

**I 発症予防【糖尿病・耐糖能障害発症の予防】**

＜市町保健センター，保健所等行政機関，健診実施機関，医療機関，歯科診療所，薬局等＞

- ・糖尿病の発症予防（食事指導，運動指導等）
- ・糖尿病に関する知識の普及と予防意識の啓発
- ・歯周疾患と糖尿病の関係についての普及啓発

**II 初期・安定期治療【合併症の発症予防のための初期・安定期の治療を行う機能】**

＜かかりつけ医（連携医）＞

- ・糖尿病の診断及び治療継続の指導が可能であること
- ・重篤でない低血糖時及びシックデイ<sup>\*1</sup>の対応が可能であること
- ・糖尿病の治療計画の作成が可能であること
- ・糖尿病医療連携機関等との連携が可能であること

**III 専門治療【血糖コントロール不可例の治療を行う機能】**

＜糖尿病治療医＞

- ・糖尿病の診断及び専門的指導が可能であること
- ・食事療法，運動療法，薬物療法等による血糖コントロールの専門指導が可能であること
- ・インスリン導入ができること
- ・糖尿病医療連携機関等との連携が可能であること
- ・必要時，治療計画の修正ができること

**IV 慢性合併症等の治療【慢性合併症の早期診断と専門的治療を行う機能】**

＜慢性合併症等対応施設＞（①～⑩のいずれか一つでも可。）

- ・糖尿病の慢性合併症等について，それぞれ専門的な検査・治療が可能であること
  - ① 網膜症
  - ② 腎症
  - ③ 神経障害
  - ④ 足の皮膚潰瘍・壊疽
  - ⑤ 冠動脈硬化症
  - ⑥ 脳血管疾患
  - ⑦ 下肢閉塞性動脈硬化症等
  - ⑧ ED（勃起障害）
  - ⑨ 妊娠糖尿病と糖尿病を合併した妊娠
  - ⑩ 歯周病
- ・糖尿病医療連携機関等との連携が可能であること。

**V 急性増悪期治療【緊急・重症者の治療を行う機能】**

＜急性増悪期対応施設＞

- ・糖尿病昏睡や重篤なシックデイ，低血糖，高血糖の治療が可能であること
- ・入院治療を要する重篤な合併症の治療が可能であること  
（有痛性神経障害，足壊疽，腎症，心筋梗塞，脳卒中 等）
- ・糖尿病医療連携機関等との連携が可能であること

注）糖尿病医療連携機関等：歯科医療機関，地区栄養士会，かかりつけ薬局，行政機関（市町等），地域包括支援センター，訪問看護ステーション 等

[北薩地域振興局作成]

\*1 シックデイ：糖尿病患者が感染症にかかり，熱が出る・下痢をする・吐く，または食欲不振によって食事ができない時のことをいう。血糖値が乱れやすくなり急性合併症を起こしやすい。